

# 建設機械業界における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和8年1月30日

(一社) 日本建設機械工業会

# 1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和7年10月10日～10月24日
- ・ 調査企業：日本建設機械工業会の会員企業 60社を対象
- ・ 回答企業：23社
- ・ 回答率：38.3%

# 1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

## 概観

- ✓「価格決定方法」では、25年度の単価改定で「労務費」、「原材料費」、「エネルギー価格」の上昇分を「概ね反映した」とする企業が、いずれの項目も9割を超えた。
- ✓「支払い条件」は、現金化、サイトの短縮化に改善が見られる。2026年以降の約束手形の利用廃止を9割が知っており、相当程度の周知が進んでいる。
- ✓「減額要請」を行った企業は、令和4年度の89%から令和7年度の9%へ急速に減少しており、減額要請時には十分な協議や適正なコスト負担を行っている。
- ✓「型取引」は、全取引先への取引条件明確化が6割の企業で実施されているが、取り組みが足りていないところも2割存在することから更なる改善が必要。
- ✓「知的財産に関する適正な取引」は、概ね実施したとする企業が7割となっている。
- ✓「働き方改革」に伴う適正なコスト負担については、「多くを負担した」との回答が発注側で4割となっている（4割は短納期発注等を行っていない。）。

# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組①価格の決定方法

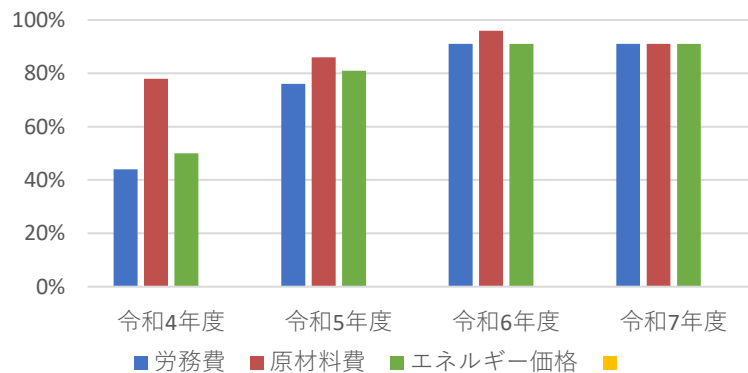
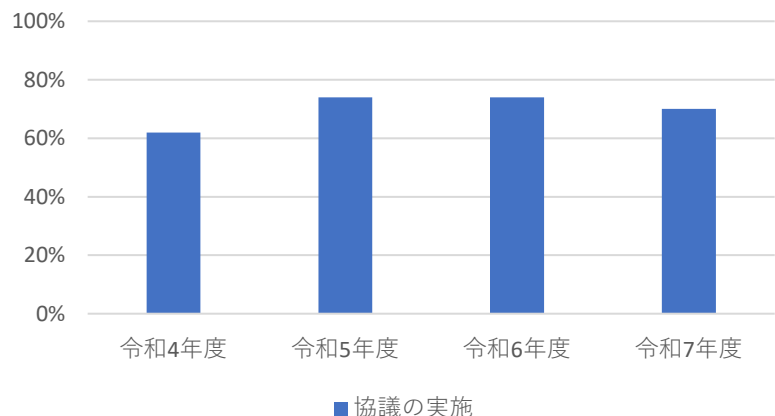
### 【分析結果・今後の課題】

- 価格転嫁の協議の実施状況については、「殆どの仕入先と実施した」と回答した割合は、7割となっている。
- 「労務費」、「原材料費」、「エネルギー価格」について「概ね反映した」と回答した割合は、いずれの項目においても90%を上回っている。
- この背景には、価格交渉促進月間や、行動計画改訂の周知徹底が寄与しているものと考えられる。

### 【設問と回答】

設問. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先と協議を実施しましたか。

設問. 2025年度に適用する単価の決定・改定に係る各変動コストへの反映状況（概ね反映できた）。



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組①価格の決定方法

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 価格交渉促進月間について、会員に広く周知するとともに、積極的な価格交渉や価格転嫁がなされるよう、各種情報提供を実施する。
- ・ 協力企業との適正取引の推進・改善に向けて、行動計画を改定した都度、会員に対してきめ細かな説明を実施する。
- ・ 単価改定に仕入先（発注先）の変動コストを反映した好事例（サプライチェーンの強化を意識、経営層からの指示、定量的なエビデンスに基づく交渉等）を広く会員に対して周知する。

# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組②支払条件

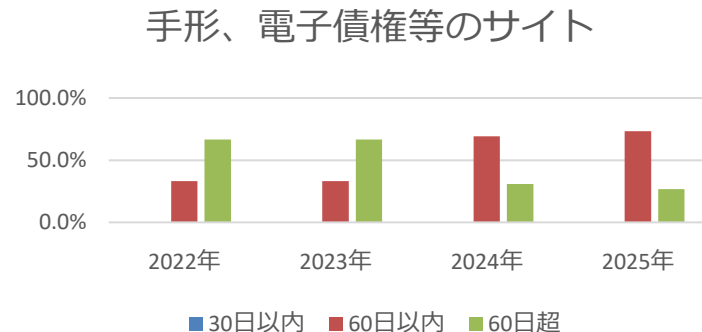
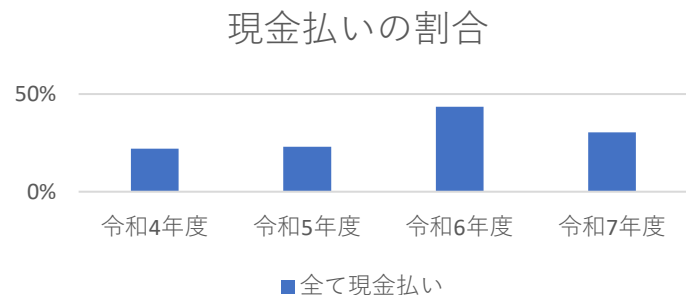
### 【分析結果・今後の課題】

- 直近1年間における全て現金払の割合は30%となっている。手形、電子債権等のサイトは60日以内は2023年が33%だったが2025年には73%まで増加している一方、60日以上は67%から31%に減少しており、サイトの短縮化が進んでいる。
- 2026年以降の約束手形の利用の廃止に関して87%が知っていると答えており、相当程度の周知が進んでいる。
- 2026年1月以降の支払いで最も多いと考えられる方法は、63%が「現金」（製品等の受領日から60日以内）、37%が「電子債権」となっている。

### 【設問と回答】

設問. 直近1年間の現金払い（製品等の受領日から60日以内）の割合。

設問. 約束手形、電子債権、ファクタリングで支払っている場合のサイト。



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組②支払条件

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 代金の現金払化やサイト短縮化に改善傾向が見られる。
- ・ 2026年1月以降の現金以外の支払い（電子債権、ファクタリング等）サイトの問いに対して100%が30日以内と回答している。
- ・ 2026年からの約束手形の利用の廃止が円滑に進むよう情報提供を行う。

# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組 ③減額要請

### 【分析結果・今後の課題】

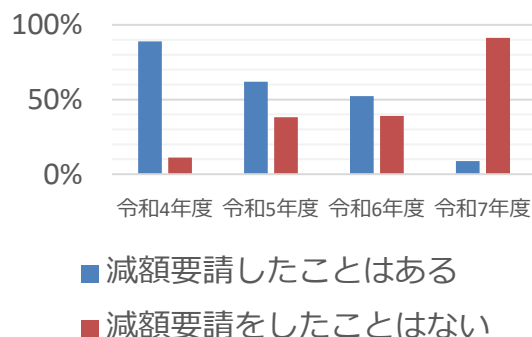
- 直近1年間で減額要請を行った企業は、令和4年度は89%（16社）存在したが、令和7年度には9%（2社）まで減少している。
- 減額要請した企業が仕入先に行ったことは、「発注量を増加する等、別の形で適正なコストを負担した（1件）」、「十分協議を行った（2件）」となっている。

### 【設問と回答】

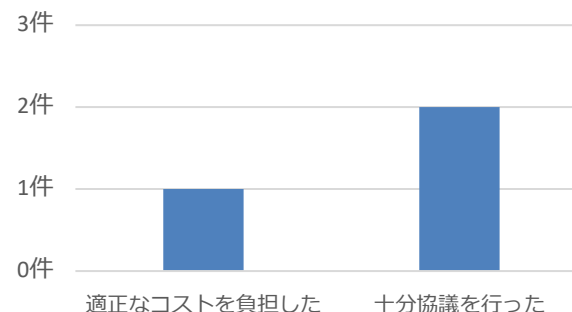
設問. 直近1年間で、取引を行う仕入先との取引について、歩引きやリベート等により、発注時に定めた代金から差し引いた若しくは支払代金の割り戻しを要請した（以下、「減額要請した」という）ことはありますか。

設問. 歩引きやリベート等の減額要請を行うにあたり、仕入先のために実施した行為についてあてはまるものをお答えください。

減額要請の有無（直近1年）



減額要請時の対応



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組③減額要請

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 客観的な経済合理性や、十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わないよう、会員に対して周知徹底を図る。
- ・ 原価低減を要請する際は、あらかじめ、負担額・算出根拠・使途・提供条件を明確にしたうえで、取引先と十分に協議し、書面による合意をすることを会員に対して周知徹底を図る。

# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組④型取引

### 【分析結果・今後の課題】

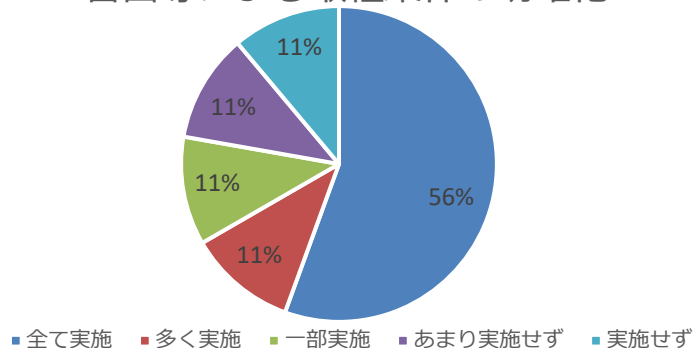
- ・ 型取引の書面等による取引条件の明確化は、56%で全ての企業に実施されており、多くの企業に実施したを含めると67%となっている。
- ・ しかし、あまり実施せず、未実施も22%存在することから、更なる改善が必要。
- ・ また、型代金又は型製作費の早期の支払については、79%で概ね実施されている。

### 【設問と回答】

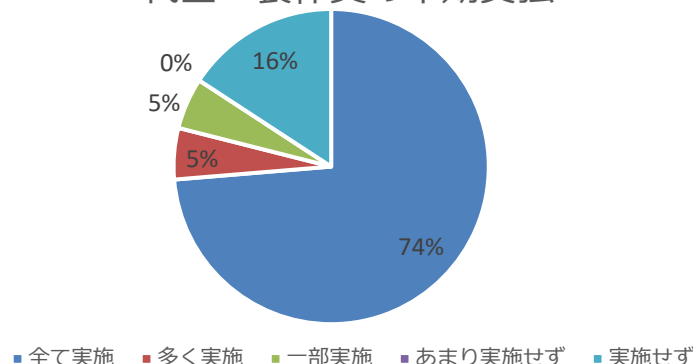
設問. 直近1年間における、型管理における書面等による取引条件の明確化。

設問. 型代金又は型製作費の早期の支払い。

書面等による取組条件の明確化



代金・製作費の早期支払



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組④型取引

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 型取引に関する書面による取引条件の明確化は概ね進んでいる。
- ・ 量産終了後の型の保管費用については、69%は多くの企業に支払っているが、11%は実施していない。
- ・ また、不要な型の廃棄費用については、79%は多くの企業に支払っているが、16%は実施していない。
- ・ これらについて更なる徹底に向けて、会員企業に対する一層の周知徹底を図る。

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組⑤知財取引

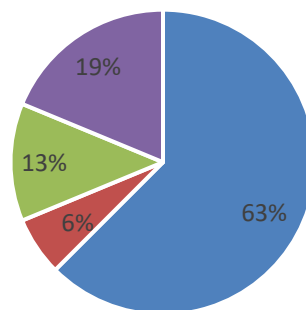
#### 【分析結果・今後の課題】

- ・ 69%が知的財産権等を概ね適正に取り扱っている。
- ・ 具体的には、双務的な秘密保持契約の締結、明示的な知財協議の実施、契約締結前に仕入先の営業上の秘密を知り得る行為を行わない等。

#### 【設問と回答】

設問. 知的財産等を含む取引において取組を実施した取引先企業の割合。

取組を実施した取引先企業の割合



■ 全ての企業 ■ 多くの企業 ■ 一部企業 ■ ごく一部の企業 ■ 全く実施しない

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組⑥働き方改革

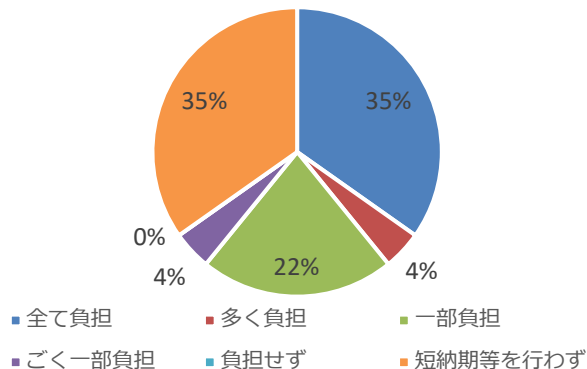
#### 【分析結果・今後の課題】

- ・ 83%が仕入先の働き方に配慮した発注を行っていると回答している。
- ・ 自社が実施した働き方改革に伴い、取引先に生じたコストアップ（短納期発注、急な仕様変更等）に対し、39%が概ね適正な負担を行ったと回答している。
- ・ なお、35%は短納期発注や急な仕様変更等を行っていない。

#### 【設問と回答】

設問. 直近1年間における、貴社の働き方改革対応に伴う短納期発注・急な仕様変更時の適正コスト負担状況。

適性コスト負担状況



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ⑦その他

#### 【分析結果・今後の課題】

- ・ 価格転嫁等の適正化取引の普及啓発活動については、「トップ指示による社内周知」が最も多く、次いで「社外説明会・セミナーへの参加」、「自主点検・社内整備」等と続いている。
- ・ 適正化取引の一層の普及に向けて、価格交渉促進月間等の情報提供に取り組む。

#### 【設問と回答】

設問. 貴社において、社内及びサプライチェーン全体に価格転嫁等の適正取引が浸透するために実施している普及啓発活動等についてあてはまるもの選択してください。

トップ指示による社内周知	74%
社外説明会・セミナー参加	65%
自主点検・社内ルール整備	61%
社内研修・e-learning実施	52%
第三者的相談窓口の設置	22%
仕入先向け説明会・セミナー実施	17%
多段階取引での協力取組	9%
何も実施していない	9%

### 3. 取引適正化に向けた今後の取組

#### 【今後の取組】

- ・ 工業会のフォローアップ調査結果及び他の工業会の調査結果を会員企業にフィードバックし、他の会員・他の業界の取り組み状況を周知。
- ・ 課題の共有と適正取引を推進するため、会員を対象とした適正取引に関する講演を令和8年度中に2回実施する予定。
- ・ これらにより、会員各社がそれぞれに更なる適正取引の推進に資するよう各種の情報提供を実施。

# (参考) パートナーシップ構築宣言への取組状況等

## 【取組状況】

- ・ 会員企業数：60社（うち、資本金3億円超の大企業25社）
- ・ 宣言企業数：29社（うち、資本金3億円超の大企業17社）
  - ※：昨年の宣言企業数は25社
- ・ 会員企業に占める宣言企業の割合：48.3%
- ・ 資本金3億円超の大企業に占める宣言企業の割合：68.0%

## 【今後の取組】

- ・ 会員における宣言企業を更に増加させるため、理事会等の場で丁寧に説明を行い、理解を深める。